

長崎県後期高齢者医療広域連合告示第21号

後期高齢者医療保険料督促状について

平成30年8月17日付けをもって発送した、別紙の者に係る後期高齢者医療保険料督促状は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達できないので、送達を受けるべき者の住所地の市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年9月10日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田 上 富

